

○那須塩原市木の俣園地条例施行規則

令和4年3月24日規則第22号

那須塩原市木の俣園地条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那須塩原市木の俣園地条例（令和4年那須塩原市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により、那須塩原市木の俣園地（以下「木の俣園地」という。）における行為の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木の俣園地行為許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査の上、その可否を決定し、木の俣園地行為許可（不許可）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(許可事項の変更手続)

第3条 条例第4条第3項の規定による届出をしようとする者は、木の俣園地行為許可変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、条例第4条第1項の許可を再度受けるものとする。

(許可の取消し等)

第4条 市長は、条例第6条の規定により許可を取り消し、又はその行為を制限し、若しくは中止させるときは、木の俣園地行為許可取消等通知書（様式第4号）により、許可を受けた申請者に通知するものとする。

(供用期間及び供用時間)

第5条 条例第7条の規定により規則で定める供用期間及び供用時間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、供用期間及び供用時間を変更することができる。

(駐車券)

第6条 条例第3条第4号の駐車場を利用する者は、入庫の際に駐車券の交付を受け、出庫の際にその駐車券を提出しなければならない。

(使用料の納付期間)

第7条 条例第9条第1項の規則で定める期間は、毎年7月1日から8月31日までとする。

2 条例第9条第1項の1回とは、供用時間内の入庫から出庫までとする。

(使用料の免除手続)

第8条 条例第10条の規定により使用料の免除を受けようとする者（次項において「免除申請者」という。）は、木の俣園地使用料免除申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査の上、その可否を決定し、木の俣園地使用料免除許可（不許可）通知書（様式第6号）により、免除申請者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、木の俣園地の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| 施設 | 供用期間 | 供用時間 |
|-------|---------------------------------|--------------|
| 公衆トイレ | 毎年3月1日から11月30日まで | 終日 |
| 駐車場 | 毎年1月1日から6月30日まで及び9月1日から12月31日まで | 終日 |
| | 毎年7月1日から8月31日まで | 午前7時から午後6時まで |

様式第1号（第2条関係）

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者 住所
氏名
電話

木の俣園地行為許可申請書

那須塩原市木の俣園地条例第4条第1項の規定により木の俣園地における行為の許可を受けたいので、那須塩原市木の俣園地条例第4条第2項の規定により次のとおり申請します。

| | | |
|---------|--------------------|--|
| 行為の目的 | | |
| 行為の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 行為を行う場所 | | |
| 行為の内容 | | |
| 行為の面積 | | |
| 現場責任者 | 住所 | |
| | 連絡先 | |
| | 氏名 | |

様式第2号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

（表）

第 年 月 日 号

様

那須塩原市長

印

木の俣園地行為許可（不許可）通知書

年 月 日付けで申請のあった木の俣園地における行為について、那須塩原市木の俣園地条例第4条第1項の許可を次のとおり決定したので、通知します。

| | |
|-------|--|
| 行為の可否 | <input type="checkbox"/> 許可する |
| | <input type="checkbox"/> 許可しない (理由：) |

| | |
|---------|--------------------|
| 氏名 | |
| 現場責任者氏名 | |
| 行為の目的 | |
| 行為の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 行為を行う場所 | |
| 行為の内容 | |
| 使用料 | |
| 備考 | |

（許可の条件）

- 1 木の俣園地で行う際には、この許可通知書を携帯し、市長の請求があったときに提示すること。
- 2 木の俣園地の施設又は附属設備を汚損し、毀損し、又は滅失しないこと。
- 3 木の俣園地の風俗及び秩序を乱さないこと。
- 4 その他 ()

(裏)

(備考)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那須塩原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌月から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那須塩原市を被告として（訴訟において那須塩原市を代表する者は那須塩原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

那須塩原市長 様

届出者 住所
氏名
電話

木の俣園地行為許可変更届出書

年 月 日付け第 号で許可のあった木の俣園地における行為について、次のとおり行為の内容を変更したいので、那須塩原市木の俣園地条例第4条第3項の規定により届け出ます。

| | |
|------|--|
| 変更事項 | |
| 変更理由 | |

様式第4号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

那須塩原市長

印

木の俣園地行為許可取消等通知書

年 月 日付け第 号で許可した木の俣園地における行為について、那須塩原市木の俣園地条例第6条の規定により当該許可を取り消し、又は、当該行為を制限し、若しくは中止するよう命じるので、通知します。

| | |
|----------|--|
| 取消（変更）事項 | |
| 取消（変更）理由 | |

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那須塩原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌月から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那須塩原市を被告として（訴訟において那須塩原市を代表する者は那須塩原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 5 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者 住所
氏名
電話

木の俣園地使用料免除申請書

那須塩原市木の俣園地条例第 9 条の規定により、木の俣園地使用料の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

| | |
|---------------------|----------------------------|
| 利用施設 | |
| 利用中の責任者の 住所及び氏名等 | 住所 氏名 電話番号 |
| 利用期間 | 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで |
| 利用目的 | |
| 免除を受けようとする 理由 | |
| 免除を受けようとする 金額 | |

様式第6号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

那須塩原市長



木の俣園地使用料免除許可（不許可）通知書

年 月 日付けで申請のあった木の俣園地使用料について、那須塩原市木の俣園地条例第9条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

- 使用料の免除を許可する。
- 使用料の免除を許可しない。

（理由： _____ ）

| | |
|-------|-------------|
| 免除期間 | 年 月 日 時 分から |
| | 年 月 日 時 分まで |
| 免除の内容 | |

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那須塩原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌月から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那須塩原市を被告として（訴訟において那須塩原市を代表する者は那須塩原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。